

一般社団法人 高知県バスケットボール協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人高知県バスケットボール協会といい、英名（外国に対して）で Kochi Basketball Association（略称KBA）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

2 この法人は、理事会の議決により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高知県におけるバスケットボール競技界を統轄し、高知県内のバスケットボールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

2 この法人は、高知県を代表する唯一の団体として、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という。）及び四国バスケットボール協会に加盟する。

3 この法人は、JBAの定款、基本規程及びこれに付随する諸規程並びに国際バスケットボール連盟（以下、「FIBA」という。）及びFIBA ASIAの諸規程並びにスポーツ仲裁機構（以下、「CAS」という。）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という。）の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA、FIBA ASIA、CAS及びJSAAの指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バスケットボール競技会、試合、講習会等の主催、主管、後援又は許可に関すること。
- (2) バスケットボール技術の研究及び指導に関すること。
- (3) バスケットボールの競技規則の研究及び普及、審判技術の研究並びに審判員の養成及び登録に関すること。
- (4) バスケットボール競技の医事に関すること。
- (5) バスケットボールチーム及び個人（当該チームに所属する選手又はコーチをいう。以下同じ。）の登録に関すること。
- (6) 加盟チームの育成・強化と相互連絡及び調整に関すること。
- (7) 高知県を代表するバスケットボールチームの育成・強化と相互連絡及び調整に関すること。
- (8) 高知県を代表するチームの役員、選手の選定及び派遣に関すること。

- (9) 県外チーム（国外を含む。）選手、コーチ等の招聘、来征の承認に関する事。
 - (10) バスケットボールの普及・広報及び啓発に関する事。
 - (11) 試合、競技会の公式記録の作成及び保存に関する事。
 - (12) その他この法人の目的達成のために必要な事業
- 2 1項の各号の事業を実行する組織は別に定める。

第3章 社員

（法人の構成員）

第5条 この法人は、高知県を活動の本拠地としてバスケットボール競技を行うチーム及びこの法人の事業に賛同する個人をもって構成する。

- 2 チームの構成は別に定める。
- 3 第1項に掲げるチームは、JBA及びこの法人にチーム加盟しなければならない。
- 4 チームは、チーム加盟しなければJBA及びこの法人の実施する事業に参加できない。
- 5 チームは、JBA及びこの法人に競技者登録をした競技者を含まなければならない。
- 6 チームは、そのチームに対する全責任を負うことのできる代表者をこの法人に会員として届け出なければならない。

（経費の負担）

第6条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員は、別に定める金額を支払う義務を負う。

- 2 経費については別に定める。

（社員）

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 第5条6項で届け出られた会員および会長が推薦する個人のうち、理事会で承認された会員。
- (2) 賛助会員 第5条6項で届け出られた会員のうち、正会員でない会員。
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者

- 2 正会員の選出は別に定める。

（任意退会）

第8条 会員がこの法人を退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条以外の理由で、第5条及び第6条の義務を1箇年を超えて履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の抛出金品についてはこれを返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年度1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

第17条 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、各議案につき、正会員1名が1個を有する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別に定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、チーム内の者又は社員総会に出席できる他の会員を代理人としてその決議権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 4 理事のうち1名を会長、若干名を副会長とし、副会長のうち1名を会長代行とする。会長及び会長代行副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 5 専務理事及び常務理事を若干名置くことができるものとし、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 6 副会長、専務理事並びに常務理事の選出については別に定める。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、会長代行副会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長代行副会長がその業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の事業及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第30条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、会長経験者のうちから、理事会の推薦により、社員総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の相談に応じる。

4 顧問の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。

(参与)

第31条 この法人に、参与を若干名置くことができる。

2 参与は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 参与は、会長の相談に応じる。

4 参与の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

5 参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、会長代行副会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、理事又は監事が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長（会長が出席しなかったときは出席した理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第47条 この法人は、次の事務を処理するため、事務局を設置する。

(1) この法人が主催又は主管するバスケットボール競技会（以下、「大会」という。）の要項の作成や発送等大会運営に係る事項

- (2) チーム及び個人の登録に関する事項
 - (3) 総務、渉外及び会計
 - (4) インターネットホームページの運営
 - (5) その他この法人の事業遂行のために必要な事項
- 2 事務局には、事務局長及び事務局次長を置く。
 - 3 事務局長及び事務局次長は、会長が理事会の承認を得て理事の中から任命する。
 - 4 事務局には、所定の職員を置くことができる。
 - 5 職員は、会長が任命する。
 - 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(定款に定めない事項)

第49条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

平成30年5月26日一部改訂

【主な改訂部分】

会長代行副会長を新設。代表理事とする。

事務局次長を新設。

監事を3名以内とする。